

所管局による一次評価

大項目	中項目	確認項目	評価水準	配点	評価			確認項目の設定理由 評価水準の妥当性
					2点	1点	0点	
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか							
	1	指定管理者としての責務の遂行	管理運営の理念、中立性・公平性の確保	×1	○		<p>【総評】年度協定及び年間事業計画に基づいた管理運営の理念が適切に履行されており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度は、11月に実施した業務執行に係る基本研修(悉皆)において、指定管理制度のほか、人権プラザの管理運営に関する指定管理者としての基本的な考え方等について、根拠となる規程や協定などを示しながら説明を行い、職員の理解を促した。</li> <li>・企画を検討する際には、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、人権プラザの公平性・中立性(営利性、政治性、宗教性等)の確保に留意しながら、企画内容や講師の活動実績が都の政策と整合しているか、等について確認している。また、センター内で企画書を決定後、人権部と意見交換を行い、人権部の承認後、事業計画書を作成している。</li> <li>・講師候補との調整に当たっては、企画趣旨のほか、事業実施に当たっての留意事項として、人権プラザの設置目的や指定管理者としての位置づけについても説明を行っている。</li> </ul>	東京都人権プラザの指定管理者として、プラザの管理運営に関する基本的な考え方及び指定管理者としての体制・役割を理解した管理運営を行っているか、また、都の指導の下、中立性・公平性の確保に十分留意しているかを定性的に評価するもの。
	2	施設・設備の保守点検	施設を良好な状態に保つための維持管理及び補修・修繕への対応	×1	○		<p>【総評】年間事業計画に基づいた適切な点検作業や維持管理が履行されており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付職員が施設巡回を行い、目視による点検を実施している。</li> <li>・施設・設備の不具合が発生した際には、職員が状況確認を行い、必要に応じ、ビル管理会社や展示施設保守事業者に対応を依頼するなど、適切に対応している。</li> <li>・令和6年度は、展示関連機器の更新のほか、セミナールームの音響設備の見直しを行い、音響等の設備を用いた講座の開催及び配信の安定的な実施を実現するとともに、UDトークやヒアリンググループ等の情報保障の要望に対する即時対応を可能とした。</li> </ul>	施設・設備の保守・点検状況や不具合に対する対応状況の適切性を確認する項目。評価水準は、年間事業計画に基づいた適切な点検作業の履行状況及び不具合発見時の事務処理の適切性を定性的に評価するもの。
	3	人員配置	施設の管理運営に当たっての経験豊富なスタッフの確保	×1	○		<p>【総評】年間事業計画に基づいた人員配置状況となっており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員には、行政経験者で相談業務や人権行政に従事した経験を持つ者を配置している。</li> <li>・受付職員には、サービス向上及び経費節減のため、英語による接客対応が可能なる者、接客経験の豊富な民間企業退職者等を人材派遣により配置している。</li> </ul>	人員配置において、都の人権施策を踏まえて来館者に満足度の高いサービスを提供できる専門性・経験値を有する人材を適切に確保できているかを評価する項目。評価水準は、指定管理者の事業計画等に基づいた人員配置状況の適切性を定性的に評価するもの。
4	人材育成の取組	講習会の受講等による専門員、相談員等の能力向上、ノウハウ維持	×1	○		<p>【総評】年間事業計画に基づき適切に研修制度を運用し人材育成を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度から固有正規職員制度(新人事制度)を導入したことに伴い、令和5年3月に「人材育成方針」、それに基づく「研修基本計画」を改訂し、専門的人材の育成及び能力開発、ノウハウの維持・継承に係る体制を整備した。</li> <li>・人材育成の基本理念である「人材育成方針」に基づき、センター事業の中核を担う固有正規職員、契約職員(常勤・非常勤)の人材育成に努めている。</li> <li>・「職員研修基本計画」及び「研修実施計画」(各年度ごとに策定)に基づき、計画的かつ効果的な職員育成に努めている。</li> <li>・令和6年度は、4月・9月・11月に、業務執行に係る基本研修(悉皆)を実施し、センター職員として必要となる基礎的な知識のほか、財務会計等規程や就業規則、電子情報等の取扱いに関する知識の習得を図った。研修の実施にあたっては、新たに専門知識を有する外部講師を活用することで、最新の事例等を踏まえたより効果的な内容となるよう努めた。</li> <li>・専門員には、知識の習得や知見の蓄積等のため、外部機関・関連組織・当事者団体等が開催する人権関連行事等に積極的に参加させている。参加により得た情報は、資料の回収により職員間で共有し、組織として活用している。</li> <li>・相談員には、相談技法の習得及びスキルアップを図るため、専門機関の開催する研修に参加させている。</li> <li>・新任の受付職員には、施設見学者に適切な案内ができるよう、人権プラザの展示物や都の発行している冊子等を活用し、施設や人権課題に関する基礎知識を付与している。</li> </ul>	人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力・ノウハウの維持・向上に係る取組の妥当性を確認する項目。評価水準は、研修実施計画の作成・運用状況や専門員・相談員等が受講した研修の実績と事業運営に反映するための取組を定性的に評価するもの。	
管理状況	法令や条例等に基づく適切な管理運営が行われているか							
	5	個人情報保護の取組	内部規程の策定、研修等	×1	○		<p>【総評】年間事業計画に基づき個人情報保護に係る規程類を整備した上で適切に研修等を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報保護方針」を定めて対応している。</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に対応し、個人番号の取扱事務担当者を選任し、情報保護に必要な措置を講じている。</li> <li>・「公益財団法人東京都人権啓発センター個人情報保護マニュアル」を作成・周知し、個人情報保護の適正な管理に努めている。</li> <li>・令和2年度にメール誤送信防止対策ソフトを導入し運用している。</li> <li>・誤送信防止のため、発送物確認簿を備え、10部以上発送する際には、宛名、住所を複数人でチェックを行い、所管課長が確認した上で、発送を行っている。</li> <li>・名簿の適切な管理のため、名簿管理ソフトを導入し、名簿の一元管理を行っている。</li> <li>・令和6年度は、9月に個人情報保護・電子情報の取扱いに関する研修を実施した。研修の実施にあたっては、新たに専門知識を有する外部講師を活用することで、最新の事例等を踏まえたより効果的な内容となるよう努めた。</li> </ul>	個人情報保護のための規程類等の枠組みが整備された上で、個人情報の適正な管理に資する研修等が適切に履行される体制が確保されているかを評価する項目。評価水準は、個人情報保護に係る規程や研修等の履行体制の適切性を定性的に評価するもの。
	6	情報公開の取組	内部規程の策定等	×1	○		<p>【総評】「公益財団法人東京都人権啓発センター情報公開要綱」や東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱に則り、適切な情報公開を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益財団法人東京都人権啓発センター情報公開要綱」を定めて対応している。</li> <li>・政策連携団体指導に基づく公開方針により、センターのホームページ等を活用して、情報を公開している。</li> </ul>	情報公開に係る取組の履行体制及び履行の適切性を確認する項目。評価水準は、情報公開に係る規程類の整備状況や開示請求に対する対応状況の適切性を定性的に評価するもの。
	7	各種法令等の遵守	各種法令等に基づく適正な管理運営のための取組	×1	○		<p>【総評】公益財団法人東京都人権啓発センターコンプライアンス委員会設置要綱や各種法令等に基づき、コンプライアンスの推進などの法令遵守に向けた取組を実施するとともに、就業規則研修や業務執行の改善に向けた研修を実施するなど、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取組を推進している。令和6年度は、令和7年1月にコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス推進に係る研修の実施状況や期中監査結果などコンプライアンス推進に係る取組等について報告を行った。</li> <li>・人権プラザの事業遂行に係わる労働関係、契約関係等の各種法令を確認し、それらを遵守した上で、コンプライアンスに基づく、適正な事業実施に取り組んでいる。また、新人事制度の構築に伴い、令和3年度に就業規則を整備した。</li> <li>・令和6年度は、9月に就業規則研修を実施したほか、11月にハラスメント防止研修(悉皆)を実施し、職員のコンプライアンス意識向上に努めている。</li> <li>・令和6年度は、研修の実施にあたり、新たに専門知識を有する外部講師を活用することで、最新の事例等を踏まえたより効果的な内容となるよう努めた。</li> <li>・業務執行の適正化に向けた実施計画書に基づき、業務フロー図の整備や研修の実施などを行っている。</li> <li>・また、令和6年度は、最高情報責任者(CIO)設置規程を新たに策定したほか、法人クレジットカード導入に伴う財務規程の再整備等を行い、事務の適正な遂行に努めた。</li> </ul>	人権に関する様々な法律、条例、指針、答申や都との協定等の他、労働関係・契約関係など業務に必要とされる法令等の遵守の観点から管理運営の適切性を確認する項目。評価水準は、コンプライアンスの確保の適切性を定性的に評価するもの。
	8	各種情報の管理	保管場所の施錠、データアクセスのID制御	×1	○		<p>【総評】「個人情報保護方針」に則り、紙媒体の個人情報は施錠管理・電子情報はアクセス権限を制限するなど、引き続き適切な管理体制に基づく運用が継続されており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報保護方針」に基づき、保管場所の施錠を行っている。</li> <li>・各担当者のみアクセス可能なように、データアクセスのID制御を適切に行っている。</li> <li>・図書資料室には、クラウド型のシステムを導入しており、情報管理を徹底している。</li> </ul>	個人情報等の情報管理に係る体制の適切性を確認する項目。評価水準は、施錠管理やアクセス権限の制限等の措置が適切に実施されていることを定性的に評価するもの。
	9	事故への対応、都への報告・連絡	個人情報の漏えいや個人データの紛失事故等、事故発生時の対応及び都への迅速な報告の実施	×1	○		<p>【総評】年間事業計画に基づき事故発生時の連絡体制図の策定と周知を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報等の事故が発生した場合、都に迅速に報告できるように連絡体制図を策定し、職員に周知を行っている。また、個人情報の保護・電子情報の取扱いに関する研修において、事故発生時の可能性がある段階で、直ちに所属課長又は事務局長に報告することを周知している。</li> <li>・メール誤送信防止対策ソフトの自己承認機能(送信者が宛先アドレス・本文・添付ファイルをチェックする機能)を活用し、メール送信時における確認を徹底している。あわせて、人的ミスが発生した場合、重要な事故となること想定されるようなメールについては、上長が送信内容の確認を行う上承認機能を設定し、メールの誤送信防止に努めている。</li> <li>・令和4年度に個人情報漏えい事故が発生したことを受け、郵送物発送の際の確認作業を確実に実施し、「発送物確認簿」を作成し、「いつ・誰と誰が・何を・どのように」チェックしたか分かるようにし、課長まで確認した上で発送を行うことを徹底し、郵送物の誤送信防止を図ることとした。</li> <li>・個人情報漏えい防止のための課題に対応するため、個人情報の取扱いに係る運用の再整備について検討を行った。</li> <li>・令和6年度は、業務用PC端末の取扱いに係る運用を再整理し、センター内に周知徹底することで、イベント等でPC端末を外部に持ち出す際の使用ルール等の徹底を図った。なお、個人情報漏えい事故はなかった。</li> </ul>	個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生した場合の報告体制が適切に確保されているかを評価するとともに、都への報告等の対応状況を確認する項目。評価水準は、事故発生時の連絡体制の整備・周知の適切性を定性的に評価するもの。また、個人情報漏えい事故0件を水準に、事故件数を定量的に評価するもの。
10	社会的責任を果たすための取組	障害者に対する社会的障壁の除去の実施環境配慮への取組	×1	○		<p>【総評】年間事業計画に基づき障害者の利便性に配慮した取組や、環境配慮の取組を継続しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に様々な障害当事者が参加したワークショップを開催し、トイレの課題と解決策の検討を行い、車椅子利用者対応トイレに子供から大人まで幅広く利用できる介助用ベッドのほか、視覚過敏がある者への配慮として、調光機能を持つ照明を設置している。</li> <li>・視覚障害者に向けて、点字版のリーフレットを作成している。また、各階受付に、点字版のフロアマップ及び来館者が遠隔で手話通訳を受けられる「遠隔手話通訳サービス」用のタブレット端末を設置している。</li> <li>・講座等の実施にあたっては、UDトークやヒアリンググループ、手話通訳などの情報保障を行っている。</li> <li>・コピーの際は両面印刷を活用するなど、用紙の有効利用に努めている。</li> <li>・使用電力の節減を図るため、事務室のほか、会議室、更衣室、給湯室の無人時の消灯を徹底している。</li> </ul>	社会的責任を積極的に果たしているかを評価する項目。評価水準は、障害者の権利利益を侵害していないか、障害者に対する社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしているか、障害者雇用や事業活動に係る環境負荷の低減に努めているかなどを定性的に評価するもの。	
安全性の確保	施設の安全性は確保されているか							
	11	施設・設備の安全性の確保	事故を防ぐための安全確保の取組	×1	○		<p>【総評】年間事業計画に基づき日々の点検と不具合発生時の迅速な対応を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備の異常を素早く発見するため、受付職員が巡回と目視点検を行い、不具合の箇所があれば速やかに管理担当職員に報告するなど、臨機応変に対応している。</li> </ul>	施設での事故発生を未然に防止するための取組の適切性を確認する項目。評価水準は、施設の点検状況や事故発生を未然に防ぐための取組を定性的に評価するもの。

大項目	中項目	確認項目	評価水準	配点	評価 水準を上回る2点/概ね水準どおり1点/水準を下回る0点			評価理由	確認項目の設定理由 評価水準の妥当性		
					2点	1点	0点				
管理状況 (続き)	安全性の確保 (続き)	12 防災への配慮	災害発生時の来館者の安全確保の取組	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき災害発生時の利用者の安全確保に係る体制の整備と職員への周知やビル管理会社との連携を図っており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害・事故発生時体制表」を作成し、利用者の安全を第一に考え、職員自ら臨機応変に行動できるよう消防器具の配置場所を周知するなど、日頃から防災意識を高める取組を心掛けている。</li> <li>・芝256スクエアビル全体の消防訓練に参加し、避難誘導や救護等の訓練を行った。</li> </ul>	災害発生時の対応体制を整備した上で、職員の防災意識の向上等の取組の実施状況の適切性を確認する項目。評価水準は、災害発生時の来館者の安全確保に係る体制の整備と当該体制に基づく職員への周知状況等を定性的に評価するもの。			
		13 防犯への配慮・緊急時対策	緊急時の来館者の安全確保の取組	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき防犯への配慮と緊急時対策を適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目視による施設内の点検を毎日行い、安全確保に努めている。</li> <li>・施設の鍵は、施錠できるキャビネットで一括して常勤職員が保管、管理している。</li> <li>・監視カメラを活用し、閉館時間中の様子をリアルタイムでモニターできる体制を整えている。</li> <li>・夜間や休日等の職員が勤務していない時間内について、適切かつ迅速な対応ができるよう、連絡網を整備している。</li> <li>・緊急時に備え、受付、図書資料室、相談室1、2に警報ブザーを設置している。また、緊急時に光や音により情報伝達を行うための設備として、1階の車椅子利用者対応トイレにパライト及びスピーカーを設置している。</li> <li>・防犯のため、令和5年度にさすまたを設置した。</li> <li>・令和6年度は、港区の警察署の協力のもと、警察官によるさすまたの使用の実演も交えた不審者対応訓練を実施した。</li> </ul>	防犯に係る取組の適切性を確認するもの。評価水準は、施設の施錠等の防犯対策や緊急時の対策等を定性的に評価するもの。			
		14 施設・設備管理に関する書類等の管理	毎日の点検表等の作成	×1		○	<p>【総評】入居ビルの様式に沿って例年通り適切に施設設備に関する書類の作成・管理を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防計画に基づき「自主検査表」(指定様式)により日常点検を行っている。職員が避難通路等の物品の有無、電気器具の配線の老化・損傷、終業時の火気の確認、トイレ内の可燃物、ゴミ箱等の確認を行い、防火管理者が月末に確認している。</li> </ul>	施設・設備の安全確保のための点検状況と関連書類の作成状況の適切性を確認するもの。評価水準は、毎日の点検が適切に行われていることを定性的に評価するもの。			
		15 事故への対応	来館者に影響が生じる事故等の無発生、事故等発生時の対応・都への適正な報告	×1		○	<p>【総評】事故を未然に防ぐための日々の点検等により、利用者に影響が生じる事故等は発生せず、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に影響が生じる事故等は発生しなかった。</li> </ul>	来館者に影響が生じる事故等の発生状況を確認し、事故等発生時の対応状況等の適切性を確認するもの。評価水準は、事故発生時の有無を確認した上で、発生した場合にマニュアルに則り適切な対応がなされたかを定性的に評価するもの。			
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか									
		16 収支状況	予算の適正かつ効率的な執行、安定的な運営	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき経費削減のための取組を継続実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R6年度予算178,245,468円、決算162,846,769円</li> <li>⇒執行率91.4%</li> <li>・経費削減のため、照明器具のこまめな消灯、空調機の設定温度の見直し等省エネ行動を徹底した。</li> <li>・令和6年度は、センターの業務において法人クレジットカードによる決済を可能とすることで、業務の効率化及びデジタル化対応を図った。</li> </ul>	指定管理者の収支状況の健全性、安定性を確認する項目。評価水準は、各事業の執行が適正かつ効率的かを分析した上で、具体的な経費削減に係る取組を定性的にも評価するもの。			
		17 経理処理	経理の明確な区分、帳簿・関係書類による経理状況の明確化	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき経費の区分管理や財務規程に則った経理処理などを適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理に係る経費は区分管理し、別に預金口座を設けている。</li> <li>・「公益財団法人東京都人権啓発センター財務規程」に基づき、公益法人としての諸原則を踏まえて、経理処理を行っている。</li> <li>・顧問税理士に指導を受けている。</li> <li>・経理担当職員が(公財)公益法人協会主催の会計セミナー等に参加し、専門的知識の向上を図った。</li> </ul>	指定管理者の経理処理の適切性を確認する項目。評価水準は、指定管理に係る経理の区分管理状況、帳簿・関係書類についての経理処理が適切に行われているかを定性的に評価するもの。			
		18 都有財産(物品など)の管理	管理簿の整備、異動があった際の都への報告	×1		○	<p>【総評】基本協定及び年間事業計画に基づき、都有財産の点数管理や管理状況の現地調査を適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品となる財産は、基本協定に基づいて所定の手続きを行い、半期末ごとに「物品管理者別物品一覧表」と現物を照合し、購入の都度、都に報告している。</li> <li>・点数管理消耗品及び管理物品について、年に1度、都職員立ち合いのもと現物と台帳の照合を行っている。</li> </ul>	物品等の都有財産の管理・保全に関して、執行の適切性を確認する項目。評価水準は、基本協定及び年間事業計画に基づいた管理簿の整備や都への報告など事務処理の履行を定性的に評価するもの。			
		19 経理・現金に関する書類等の管理	帳簿、関係書類の整備、保存(指定期間終了後5年間)	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき、経理・現金に関する書類の施錠管理の徹底や指定管理関連文書の保存処理等を適切に行っており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な証書・通帳等は金庫へ保管し、事業調整担当課長・総務課副主任が鍵の施錠を行い、慎重な管理に努めている。その他の経理・現金に関する書類は、原則として、施錠のできる書庫・キャビネットロッカー等を保管場所に定め、担当者が指定の場所への出し入れを行っている。</li> <li>・顧問税理士に指導を受けている。</li> </ul>	経理・現金に関する書類等の管理状況の適切性を確認する項目。評価水準は、経理・現金に関する書類の施錠管理の徹底や指定管理関連文書の保存処理等について定性的に評価するもの。			
	事業効果	事業実施・利用の状況	協定や事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか								
			20 来館者数	・令和5年度の人権プラザの来館者数(8,112人)の90%(7,300人)超	×1		○	<p>【総評】令和6年度の来館者数は評価水準を大きく超える伸びとなり、水準を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度の人権プラザ来館者数は以下のとおりであった。</li> <li>展示室入館者数 5,916人(令和5年度:4,522人)</li> <li>セミナー・ルーム利用者 2,678人(令和5年度:2,307人)</li> <li>図書資料室利用者数 1,641人(令和5年度:1,283人)</li> <li>来館者数計 10,235人(令和5年度:8,112人)</li> <li>(令和5年度比126.2%)</li> <li>よって、令和5年度の90%を超過した。</li> </ul>	人権プラザの来館者数の増減状況について定量的に確認する項目。評価水準は、来館者数の前年度比を評価基準とすることで、乗客効果を定量的に評価するもの。		
			21 人権相談の実施状況	令和5年度の人権相談の相談件数合計(1,669件)の90%(1,502件)超	×2		○	<p>【総評】相談件数が評価水準を超えたことに加えて、「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談の電話による相談を開始するなど都民のニーズに沿った相談事業を展開しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年5月から一般相談、法律相談、「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談についてメールでの予約受付を実施している。</li> <li>・令和5年10月から一般相談及び法律相談において、オンライン相談を開始している。</li> <li>・令和5年10月から「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談を開始している。</li> <li>・令和6年度の人権相談の相談件数は以下のとおりであった。</li> <li>一般相談 1,463件(令和5年度:1,492件)</li> <li>法律相談 128件(令和5年度:126件)</li> <li>「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談 38件(令和5年度:21件)</li> <li>「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談 107件(令和5年度:13件)</li> <li>相談件数計 1,736件(令和5年度:1,652件※)(令和5年度比105.1%)</li> <li>よって、令和5年度の90%を超過した。</li> <li>※令和5年度末で終了した「新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談」17件を除く</li> <li>・令和6年度から「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談について、従来の面接・オンラインに加え、新たに電話による相談を開始した。</li> </ul>	人権相談の実施状況について、定量的に確認する項目。評価水準は、人権相談件数の前年度比を評価基準とすることで、どの程度の都民に対して人権相談を実施したかを定量的に評価するもの。		
			22 指定管理者による提案事業等の実施①	・展示室を活用した事業の実施 ・令和5年度の展示室の利用者数合計(4,522人)の90%(4,069人)超	×1		○	<p>【総評】年度協定に基づき展示室を活用した事業を効果的に実施しており、水準を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示室では、学校や自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を合計89団体(延べ)に対して実施し、人権尊重の理念を広めた。</li> <li>・企画展示では、特別展示「セサミストリートの仲間たちと学ぼう!子どもの権利」と連動する形で、「子どもの権利条約の父」とも呼ばれるヤヌ・コルチャックが子供の権利のために果たした功績をたどりながら、「子どもの最善の利益を最優先にする」という理念について考える展示を行い、写真パネル、東京都なども基本条例についての解説パネル、コルチャック先生ゆかりの品々、関連書籍の紹介等を行ったほか、子供人権教室「セサミストリートの仲間たちと一緒に知ろう!子どもの権利と多様性」を開催し、子どもは大人と同じく一人の人間で、ひとりひとり人権をもっていることや、心もからだも健やかに、自分らしく育つための「子どもの権利」について、セサミストリートの仲間たちと一緒に考える機会を提供した。</li> <li>また、子供の自殺が多いとされる新学期が始まる時期にあわせ、8月下旬から9月下旬にかけて、いじめ等により亡くなった子供たちのメッセージ展を行い、命と子供の権利について考える機会を提供した。同メッセージ展については、人権プラザだけでなく多摩地区でも開催することで、いじめに関する問題について多くの人への訴求に努めている。</li> <li>・令和6年度は、展示室のクローズアップ人権コーナーにおいて、「災害と人権」をテーマとした常設展示を新たに実施し、近年の災害時に発生した人権問題に関わる具体的な事例を紹介することで、人権に配慮した対策(防災)について一人ひとりが考えるヒントを提供した。</li> <li>よって、令和5年度比130.8%であり、令和5年度の90%を超過した。</li> </ul>	人権プラザは、都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(展示室を活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は、年度協定に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに、展示室の利用者数を前年度比を基準に定量的に評価するもの。		
	23 指定管理者による提案事業等の実施②	・セミナー・ルームを活用した事業の実施 ・令和5年度のセミナー・ルームの利用者数合計(2,307人)の90%(2,076人)超	×1		○	<p>【総評】年度協定に基づきセミナー・ルームを活用した事業を効果的に実施しており、水準を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民講座では、アイヌ文化と多様性、ジェンダーと多様性の視点から取り組み被災者支援、フェイク情報と人権、「認知症」について考える演劇のワークショップを開催した。実施可能な講座については会場とオンラインを併用して実施した他、講座の内容に応じたフォローアップ事業(テーマに即したワークショップや事後学習資料の提供)も実施し、参加者に学びの機会を提供した。(講座参加者計536名(会場141名、オンライン395名))</li> <li>・指導者養成セミナーでは、企業に対する支援策として、「ビジネスと人権」をテーマにした社会保険労務士による相談型ワークショップや、住まいの確保の事例から考える企業が取り組む人権尊重をテーマにした講座を、会場とオンラインを併用して実施した。(参加者計40名(会場26名、オンライン14名))</li> <li>・「インクルーシブシティ東京プロジェクト」(では、①人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム&lt;ユース向け&gt;、②人権ディフェンダーになるための2日間集中プログラム&lt;ユース世代と関わる大人向け&gt;を実施した。特に、ユース向けについては、令和5年度の1回から令和6年度は2回に回数を増やして実施した。</li> <li>また、引き続き、③特別展示「セサミストリートの仲間たちと学ぼう!子どもの権利」も実施したほか、セサミストリートのキャラクターを用いた子どもの権利について学ぶワークブックも作成した。</li> <li>これらの取組によって、インクルーシブな社会へ導き、支える「人権ディフェンダー」を育成し、彼らが主体的に人権について周囲に広げていくことを通じて、多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」を実現することを目指した。</li> <li>よって、令和6年度のセミナー・ルームの利用者数は、2,678人であった。</li> <li>よって、令和5年度比116.1%であり、令和5年度の90%を超過した。</li> </ul>	人権プラザは、都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(セミナー・ルームを活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は、各種講座について、年度協定に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに、セミナー・ルームの利用者数を前年度比を基準に定量的に評価するもの。				

大項目	中項目	確認項目	評価水準	配点	評価 水準を上回る2点/概ね水準どおり1点/水準を下回る0点			評価理由	確認項目の設定理由 評価水準の妥当性
					2点	1点	0点		
事業実施・利用の状況 (続き)		24 指定管理者による提案事業等の実施 ③	・図書資料室を活用した事業の実施 ・令和5年度の図書資料室附帯事業の定員の充足率(86.3%)の90%(77.6%)超 ・令和5年度の図書資料室の利用者数合計(1,283人)の90%(1,154人)超	×1		○		<p>【総評】図書資料室附帯事業の定員充足率は評価水準を下回ったが、図書資料室の利用者数は評価水準を大きく上回ったため、総合的には概ね評価水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語聴覚士/絵本専門家/公認心理師である講師を招き、言葉の発達や読み書きがゆっくりな子どもも含めて楽しめる絵本の読み聞かせ会を実践形式で開催した他、人権プラザの図書資料室にもDVDを所蔵しているフィクション映画作品『対峙』の上映会を開催し、被害者家族及び加害者家族の人権について考えるきっかけを提供することを通じて、誰もが人権プラザを利用できることを周知するとともに、図書資料室の利用促進を図った。</li> <li>・また、人権センターは、展示室等が1階、図書資料室が2階と別フロアに分かれていることから、1階から2階への回遊性を高めるための工夫として、令和6年度は、図書資料室への館内案内掲示を増加した他、図書資料室を終点とする館内スタンプラリーを実施した。スタンプラリーの実施にあたっては、ロビーギャラリーにおいて、講座に関連した図書資料室所蔵の書籍や絵本等を展示し、気軽に触れていただくとともに、図書資料室は2階にあり、これらの書籍等は図書資料室でも貸出可能である旨をお知らせすることで、図書資料室の活用促進を図った。また、スタンプラリー参加者には人権に係る啓発物品を配布することで、人権意識の高揚に資するよう努めた。</li> <li>・図書資料室附帯事業の実績は以下のとおりであった。 第1回 11人/定員20人(定員の充足率55.0%) 第2回 25人/定員30人(定員の充足率83.3%) 参加者数計 36人/定員50人(定員の充足率72.0%) ・図書資料室附帯事業における定員の充足率は、令和5年度は86.3%(定員80人中69人)であったのに対し、令和6年度は72.0%(定員50人中36人)であった。よって、令和5年度比83.5%であり、令和5年度の90%を超過できなかった。</li> <li>・令和6年度の図書資料室の利用者数は、1,641名であった。 よって、令和5年度比127.9%であり、令和5年度の90%を超過した。</li> </ul>	人権プラザは、都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(図書資料室を活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は、年度協定に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに、図書資料室附帯事業の定員の充足率及び図書資料室の利用者数等を前年度比を基準に定量的に評価するもの。
		25 指定管理者による提案事業等の実施 ④	・出張展示等のアウトリーチ活動の実施 ・令和5年度の出張展示の回数(27回)の90%(24回)超	×1		○		<p>【総評】年間事業計画に基づき出張展示等のアウトリーチ活動を積極的に実施しており、評価水準を上回る。</p> <p>東京都や区市町村、学校、企業が実施する人権啓発事業等に出張展示を積極的にを行い、アウトリーチ型の活動を積極的に展開した。(実施回数:32回)</p> <p>よって、令和5年度比118.5%であり、令和5年度の90%を超過した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PR動画やパナー、関連映像、関連書籍、体験キット等、アウトリーチ活動に活用可能となるバラエティに富んだ内容に展示内容を強化し、また複数のテーマを組み合わせた出張展示など、現場の意見や要望を踏まえ、適時適切な展示を提案した。</li> <li>・また、アウトリーチ活動をより一層充実したものができるよう、令和6年度は、企画展示の「コルチャック展」及び常設展示の「人権と災害」に係る出張展示キットを新たに作成した。</li> </ul>	人権プラザは、都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(アウトリーチ活動)の実施状況を確認する項目。評価水準は、都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに、アウトリーチ活動の回数を前年度比を基準に定量的に評価するもの。
		26 他機関、関連施設、地域との連携	事業展開に当たっての連携・支援の推進、具体的な取組の実施	×1		○		<p>【総評】他機関等の講座に積極的に参加するなど人権啓発に係る情報収集やネットワーク拡大に向けた取組を適切に継続している。また、各種事業の際には人権プラザのPRも実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)人権教育啓発推進センター等が主催する講座等に参加し、事業企画に資する情報を得た。</li> <li>・学校を対象とした体験学習会(補助事業)や研修企画受託事業(自主事業)を実施する際人権プラザのPRを行い、知名度向上を図った。</li> <li>・東京人権啓発企業連絡会や東京都商工会連合会等と連携し、指導者養成セミナーへの企業からの参加者を募った。</li> <li>・自治体等の行う人権関連行事や企業内の人権啓発行事、学校における人権学習への出張展示を行い、各団体の人権啓発事業を支援するとともに、人権プラザのPRを行った。</li> <li>・港区については、港区民等を対象とした人権連続講座の企画・運営の受託(自主事業)を実施したほか、管理職(行政職員)、教育委員会、港区立芝小中学校(児童)、港区立広尾中学校等に対する人権学習会に加えて、子供人権教室を港区立高輪図書館分室で開催した。</li> <li>・東京都つながり創生財団が運営するボランティアレガシーネットワークで、講座の開催情報等を掲載している。</li> </ul>	他機関、関連施設、地域との連携状況の適切性を確認する項目。評価水準は、プラザ事業の展開に際して、他機関、関連施設、地域との連携・支援を伴う具体的な取組の実績について定性的に評価するもの。
事業効果 (続き)	事業内容、職員対応等について、来館者の反応はどうか								
	27 事業及び施設におけるサービス、デジタル化の対応状況	利便性等の向上のための具体的な取組状況、東京デジタルファースト条例及びポスト・コロナを見据えた対応の必要性等を踏まえた事業運営に係るデジタル化の対応状況	×1		○		<p>【総評】事業運営に際して、オンラインの活用を継続するとともに、デジタルデバイスへの配慮など多様な都民が楽しめるようなサービスを実施している。また、各種申込等の手続面でもメールやWebフォームを活用するなどデジタル化を推進しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権プラザでは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を契機に、各種講座等のオンライン化を積極的に導入しており、令和6年度は、人権問題部民講座をはじめとする4講座でオンライン配信を行い、デジタルデバイスへの配慮の観点から、会場参加とオンラインとを併用したハイブリッド方式で実施した。オンライン配信を行った当該4講座のライブ配信参加者数は合計で409人となった。</li> <li>・受講者の利便性向上及び業務の効率化を図るため、Webフォームによる受講申込受付やアンケート回収及び集計を実施している。</li> <li>また、令和6年度は、受講申込に対し、受付完了メールを自動で返信する仕組みなどを導入するなど、利用者サービスの向上に努めた。</li> <li>・講座等の申込みのほか、一般相談、法律相談の予約申込み及び「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談の予約申込みについてメールでの受付を行っている。</li> <li>・なお、講座等の申込み等は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者のため、従前どおり電話でも受け付けている。</li> <li>・人権相談について、令和5年10月から一般相談・法律相談・「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談において、オンライン相談を開始している。</li> <li>・令和5年10月から、新たにインターネット上の誹謗中傷や人権侵害等について、SNS(LINE)で相談に応じる「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談を開始している。</li> <li>・図書資料室の利用登録の際に提出する「貸出登録申請書」や都内通勤者の「在勤証明書」の様式を、ホームページからダウンロードできるようにしている。</li> </ul>	サービスの適切性や、東京デジタルファースト条例及びポスト・コロナを見据えた対応の必要性等を踏まえた事業運営のデジタル化の対応状況を確認する項目。評価水準は、デジタルデバイスに配慮しつつ事業運営のデジタル化を適切に対応しているかを定性的に評価するもの。また、施設や参加者の利便性を向上するために実施した具体的な取組の実績と効果を定性的に評価するもの。	
	28 来館者の満足度	満足度調査の結果、「十分満足」及び「まあ満足」が90%超	×1		○		<p>【総評】施設全体の満足度が99.6%、職員の対応が99.3%と非常に高く、水準を上回る。</p> <p>施設利用者アンケートにおける満足度(「十分満足」及び「まあ満足」の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別展示 98.1%(255人/260人)</li> <li>・企画展示 98.6%(214人/217人)</li> <li>・常設展示 98.6%(273人/277人)</li> <li>・クローズアップ 98.8%(249人/252人)</li> <li>・イベント 95.1%(78人/82人)</li> <li>・図書資料室 95.8%(92人/96人)</li> <li>・施設全体 99.6%(281人/282人)</li> <li>・職員の対応 99.3%(283人/285人)</li> </ul> <p>よって、全ての項目について満足度90%を超える評価を得た。</p> <p>・令和6年度は、来館者アンケートを更新し、滞在時間や特別展示等に関する新たな調査項目を追加した。また、「実例の紹介展示があるとより良かった」との意見を参考に、クローズアップ人権コーナーには関連する防災グッズ等を展示した。</p>	来館者の満足度を確認した上で、寄せられた意見について管理運営業務への反映状況等を確認する項目。評価水準は、利用者の満足度をアンケート集計結果から定量的に評価した上で、来館者の意見・要望を踏まえて実施した管理運営業務における改善点を定性的に評価するもの。	
	29 利用促進への取組	・広報・PR等の実施 ・デジタルを活用した広報	×1		○		<p>【総評】年間事業計画に基づき、各種事業での人権プラザのPR活動を継続実施している。また、インターネット広告や電車内広告等利用促進に向けた新たな取組も行って、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業について、実施の都度、人権プラザ及び当センターホームページ、案内チラシ、東京都プレスリリース、広報東京都、X(旧Twitter)、外部イベント案内サイト、プレスリリース配信サービス、人権情報誌「TOKYO人権」(補助事業)、TBSラジオ「人権TODAY」(補助事業)等で告知を行っている。</li> <li>・令和6年度は、新たに、東京都総務局ホームページ及び東京都総務局人権部ホームページでの告知のほか、インターネット広告による告知を開始した。</li> <li>・人権プラザの周知を図るため、人権プラザの広告看板を最寄りの都営地下鉄3駅に掲出している。更に、出張展示や人権学習会での事業実施の告知チラシや人権プラザのリーフレットの配布により認知度向上に取り組んでいる。</li> <li>加えて、小中学校向けとして、体験学習会(補助事業)への応募があった学校や人権学習会に参加した教員に施設PRを行っている。</li> <li>・令和6年度は、人権プラザの認知度向上のため、新たに、電車内通年広告の掲出を開始した。</li> <li>加えて、人権プラザに入りやすい雰囲気づくりとして、入口に手書きポップによる案内板を掲出し、季節にあわせてデザインを変えるなどの工夫をしたほか、当センターリーフレット(指定管理事業として人権プラザ事業について記載あり)を見直し、より分かりやすい内容へと一新した。</li> <li>また、人権センターは、展示室等が1階、図書資料室が2階と別フロアに分かれていることから、1階から2階への回遊性を高めるための工夫として、令和6年度は、図書資料室への館内案内掲示を増加した他、図書資料室を終点とする館内スタンプラリーを実施した。スタンプラリーの実施にあたっては、ロビーギャラリーにおいて、講座に関連した図書資料室所蔵の書籍や絵本等を展示し、気軽に触れていただくとともに、図書資料室は2階にあり、これらの書籍等は図書資料室でも貸出可能である旨をお知らせすることで、講座のPRと図書資料室のPRを図った。加えて、スタンプラリー参加者には人権に係る啓発物品を配布することで、人権意識の高揚に資するよう努めた。</li> </ul>	人権プラザの来館者を増加させるための広報・PR等の取組状況を確認する項目。評価水準は、人権プラザの広報・PR等のために実施した具体的な取組の実績を定性的に評価するもの。	
30 苦情等への対応	苦情、否定的な意見等に対する適切な対応	×1		○		<p>【総評】年間事業計画に基づき、苦情への対応方法が適切に共有されている。また、特段の苦情もなく良好な運営を継続しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情等があった際には、日誌への記載、担当からの引継ぎにより、受付担当職員から管理担当職員に迅速に報告し、苦情等の内容が直ちに回答が必要なものである場合は相手方に説明を行うこととしている。</li> <li>・特段の苦情はなかった。</li> </ul>	管理運営に対する苦情・意見等への対応状況等の適切性を確認する項目。評価水準は、日常の管理運営に関する苦情や意見等に対する対応方法と個別の案件に対する対応状況を定性的に評価するもの。		

大項目	中項目	確認項目	評価水準	配点	評価 水準を上回る2点/概ね水準どおり1点/水準を下回る0点			確認項目の設定理由 評価水準の妥当性		
					2点	1点	0点			
事業効果(続き)	行政目的の達成	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか								
		31 施設の目的達成	施設の設置目的を達成する取組の実施(人権プラザは、人権啓発の拠点として設置された施設である。)	×1		○	【総評】学校・企業・子供など幅広い層を対象として人権尊重の理念を普及させるための事業運営を継続実施しており、概ね水準どおり。  ・展示事業として、常設展示や特別展示を活用した人権学習会を実施し、学校、企業、自治体等からの依頼に応じて団体見学等の対応を行い、来館者への人権に関する理解の深化を図った。また、企画展示の実施により、常設展示及び特別展示への理解を補強し、人権についての想像力を更に喚起させる役割を果たしている。 ・人権問題に関する一般向けの講座(都民講座)、学校や企業等における人権啓発の指導者を養成することを目的とした講座(人権啓発指導者等養成セミナー)、主に小学生を対象にした講座(子供人権教室)等、様々な層に応じた内容・手法を企画・実施した。 ・加えて、『『未来の東京』戦略』に掲げる「インクルーシブシティ東京」の実現に向けたプロジェクトとして、令和5年度に引き続き、①人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム<ユース向け>、②人権ディフェンダーになるための2日間集中プログラム<ユース世代と関わる大人向け>を実施したが、特にユース向けについては、令和5年度の1回から令和6年度は2回に回数を増やして実施した。また、人権啓発指導者養成セミナーでも、令和5年度の2回から令和6年度は3回に回数を増やして実施するとともに、うち2回は企業支援策として企業向けの講座を実施すること等を通して、一層の人権意識の高揚に努めた。			東京都人権プラザの設置目的を達成するために実施された具体的取組の実施状況の適切性を確認する項目。評価水準は、「東京都人権プラザ条例」に基づき、「人権尊重の理念を普及させることにより、人権意識の高揚及び人権問題の解決を図り、もって都民一人一人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」という東京都人権プラザの設置目的を果たすために実施された展示室・セミナールーム等を活用した事業の実施状況を定性的に評価するもの。
		32 都及び関係機関等との連携・協力	行政機関等との連携の適切な実施及び都の実施する施策への協力	×1		○	【総評】年間事業計画に基づき指定管理者と都とで企画段階から意見交換を綿密に実施しており、概ね水準どおり。  ・事業実施に当たっては、事業ごとに企画説明を行うとともに、随時の意見交換を行い、効果的な啓発内容となるよう十分な協議、調整を行った。		事業実施における都及び関係機関との連携の適切性を確認する項目。評価水準は、個別の事業の企画等に際して都及び関係機関等との連携の実現状況を定性的に評価するもの。	
33 都の政策と連動した事業の実施	都の政策と連動した事業の実施、その効果	×2		○	【総評】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を踏まえた人権尊重理念の発信に資する事業展開や共生社会の実現に向けた事業を着実に実施するなど、都の政策と連動して事業を実施することで「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成を図っており、水準を上回る。  ・ヒューマンライツ・フェスタ東京を始めとする都の人権関連行事に、都と調整の上出張展示を行った。拉致問題啓発舞台劇公演においても出張展示を行った。 ・インクルーシブシティ東京プロジェクトとして、令和5年度から若年層を対象とする参加・体験・交流型の学習プログラム等を展開するとともに、令和5年10月から「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談を開始している。 ・東京都保健医療局・東京都教育委員会・東京都教育相談センター等の依頼を受け、ロビーギャラリーにリーフレットを配架している。 ・いじめ等により亡くなった子供たちのメッセージ展の開幕にあわせ、東京都保健医療局自殺総合対策担当が発行した啓発物をロビーギャラリーに配架している。(メッセージ展後も継続)。 ・令和6年度は、インクルーシブシティ東京プロジェクト事業として、人権ディフェンダーになるためのプログラムを回数を増やして実施したほか、セザミストリートのキャラクターを用いた子どもの人権に関する特別展示・講座を実施するとともに、同キャラクターを用いた子どもの権利について学ぶワークブックを作成した。		都の政策と連動した事業の実施状況を確認する項目。評価水準は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人権尊重理念の発信や「未来の東京戦略」など都の政策と連動した事業について、その実績や効果を定性的に評価するもの。			

【確認項目の設定について】

- 確認項目及び評価水準は、上記項目を参考としながら、年度計画や協定と齟齬が生じないように設定し、施設の事業内容に応じて最も効果的に評価ができるようにしてください。また、定量化できる項目は数値目標を設定することを原則としつつ、定性的な項目も併用して、幅広い実績の測定が可能になるように設定してください。
- 管理状況については、募集要項等で示した管理の内容を網羅するように配慮し、不適切な管理状況は漏れなく指摘できるようにしてください。また、社会的責任を果たすための取組を含め、管理のレベル向上に努力している指定管理者が適切に評価されるよう留意してください。
- 事業効果については、募集要項や事業計画書等に記載された事業内容や過去の実績等を考慮し、設定してください。
- 管理状況、事業効果とも、特に重点的に評価を行いたい項目については、配点を2倍とすることが可能です。事業計画において提案のあった管理運営業務を遂行する上での事業者独自の創意工夫や利用者サービス向上のための取組、自主事業などについては、必要に応じて配点を増加してください。
- 確認項目の総評及び評価の根拠となった具体的な事項等を、「評価理由」欄に記載してください。
- 確認項目について、それぞれの設定理由、定量化が困難であると判断した項目についてはその理由、評価水準についてはその妥当性を証する根拠(例：民間類似施設との比較等)を、「確認項目の設定理由・評価水準の妥当性」欄に記載してください。
- 適正な評価が実施できるよう施設の状況に応じて評価方法の見直しを行った場合は、その見直し内容を「評価理由」欄に記載してください(評価の特例)。

特記事項	なし
要改善事項等	なし

【一次評価結果】

合計点	42	評価	B
-----	----	----	---

評価基準			
S	A	B	C
47点以上	46点以下44点以上	43点以下31点以上	30点以下

【その他】

1. 財務状況

指定管理者の財務状況	財政状態や経営状態について問題ない。
------------	--------------------

※ 財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記載してください。

2. 特命要件の継続

指定管理者を特命で選定した施設については、特命要件継続の有無を確認するため、特命要件とした内容及び施設の位置付けなどを再検証するとともに、事業計画等に示された事業の評価対象期間中の達成度合いや効果等の検証を行ってください。検証を行うに当たっては、以下の項目を参考として適切な項目を設定してください。

特命要件の継続	<特命要件とした内容> ・都が設立した政策連携団体であり、都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。 ・理事会や評議員会の構成員は、幅広い分野から選出されており、様々な人権課題に対応できる。 ・東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動実績及び人権相談業務実績を有する。 ・人権プラザの指定管理を続けており、人権プラザの管理運営事業に良好な実績がある。		
	施設の位置付け	変更なし	変更あり
	東京都政策連携団体の特性と果たした役割(東京都政策連携団体を特命選定した施設)	団体の特性が十分に発揮されている	団体の特性が十分に発揮されていない
	事業の取組状況・達成度	適切	不適切
	特命要件継続の有無	有	無
<理由> 上記特命要件とした事項が継続して果たされているため。			

<評価の特例>

※ 通常の施設運営を行うことができなかった期間が1年未満である場合は、通常の運営を行った期間(評価対象とすべき期間)を記載する。